

**令和 3 年度
店舗改装等魅力向上支援
事業の手引き**

山鹿市役所商工観光課

1. 事業の目的

国内外の観光客の誘致やまちなかのにぎわい創出のため、空き店舗対策や宿泊施設支援に続く事業として、市内店舗を対象に市内施工業者を活用して店舗の魅力向上を図る取り組みを支援します。これにより、店舗の来客数増加や域内投資を促し、地域経済の好循環の拡大を図ります。

2. 補助対象条件

(1) 補助対象者

次のすべての要件を満たす者が対象となります。

- ① 中小企業基本法に規定する中小企業者で、市が指定する小売業、飲食業、サービス業を営む者又は新たに行なう者であること。
- ② 山鹿市に住民登録のある個人又は山鹿市に法人届のある法人であること。
- ③ 所有店舗又は賃借店舗により対面販売・サービスを行うこと。
- ④ 市税の滞納がないこと。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条（第1項第1号から第3号を除く。）に規定する業務を営む者でないこと。
- ⑥ チェーン店及びフランチャイズ店、配達のための店舗、店舗面積1,000㎡以上の店舗でないこと。
- ⑦ 仮設等の恒常的な店舗ではないもの。
- ⑧ 令和2年度にこの補助金の交付を受けていないもの。
- ⑨ 補助事業完了後3年以上継続して営業を行うものであること。
- ⑩ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※賃借物件も補助の対象となります。ただし、所有者の承諾が必要です。

(2) 補助対象事業

この補助金の対象となる事業は下記のとおりです。

- ① 令和4年2月末までに事業が完了すること。
- ② 補助対象となる改装工事等の経費の合計額が、50万円以上であること。（消費税を含む。）
- ③ 山鹿市内に住所のある個人事業主又は、山鹿市内に本店、支店、営業所を有する法人が施工すること。
- ④ 公序良俗に問題のある事業や公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業でないこと。

3. 補助対象工事等

(1) 補助率、補助限度額

区分	補助対象となる経費	補助率	補助限度額
工事	外観（看板、入口面に限る）、店舗内の内装、給排水、空調等の工事	1 / 2	50万円
備品	店舗運営に必要な業務用備品 （椅子、テーブル、カーテン、商品陳列棚、業務用の冷蔵庫・冷凍庫、その他改装等に伴い必要な業務用備品で、来客・厨房スペースで利用する物に限る。） ※原則1点5万円以上のもの		

※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。

※景観基準対象地域における外観工事は、都市計画課の修景基準を満たす必要があります。

(2) 補助対象工事

補助対象となる工事は下表のとおりです。

◆工事（店舗部分に限る。）

番号	内容	備考
1	入口部分の外壁の塗り直し	景観基準の対象地域はその基準に従うこと
2	看板、日よけの修復や設置	
3	床材、内壁、天井の張替え、内装の塗装	
4	襖、障子、網戸、畳の張替え	
5	扉、窓ガラス、サッシの交換	
6	客用ドアの電動化	
7	看板や入口照明、提灯等の設置	
8	店舗間仕切りの変更	
9	床、内壁、天井のクロス張替えや塗り替え	
10	厨房の改修	
11	給排水設備に関するもの	
12	給湯設備に関するもの	建物に固定されるもののみ
13	電気・ガスに関するもの	建物に固定されるもののみ
14	エアコンの設置、その他空調に関するもの	建物に固定されるもののみ
15	客用の洗面・トイレの改修や水周りに関するもの	
16	理容業及び美容業の客用椅子の取替え	

◆補助対象外の工事

- ① 屋根や柱、梁に関する工事
- ② 外壁の塗り直し（通りに面していない部分）
- ③ 事務所、駐車場、休憩室、車庫、物置、倉庫、工場等の改修・改築など
- ④ 店舗兼住宅の住宅にかかる工事
- ⑤ 植樹・剪定などの植栽に関するもの
- ⑥ 太陽光発電設備等、再生可能エネルギーの設備に関するもの
- ⑦ 外構工事及び屋外設備の設置
- ⑧ 防犯用のカメラの設置
- ⑨ 清掃、シロアリ駆除、その他防虫や消毒等の薬剤散布・消臭・塗布・抗菌処理など
- ⑩ 浄化槽の設置・修繕、井戸の掘削、店舗外の上下水道等の接続工事

◆業務用備品

番号	内容	備考
1	椅子、テーブル	
2	カーテン、ブラインド	
3	商品陳列棚（ショーケース）	
4	業務用冷蔵庫・冷凍庫	
5	業務用の調理設備	
6	山鹿和紙工芸品（山鹿灯籠等・来民うちわ）	

※原則、業務用備品は税込み1品5万円以上のもの

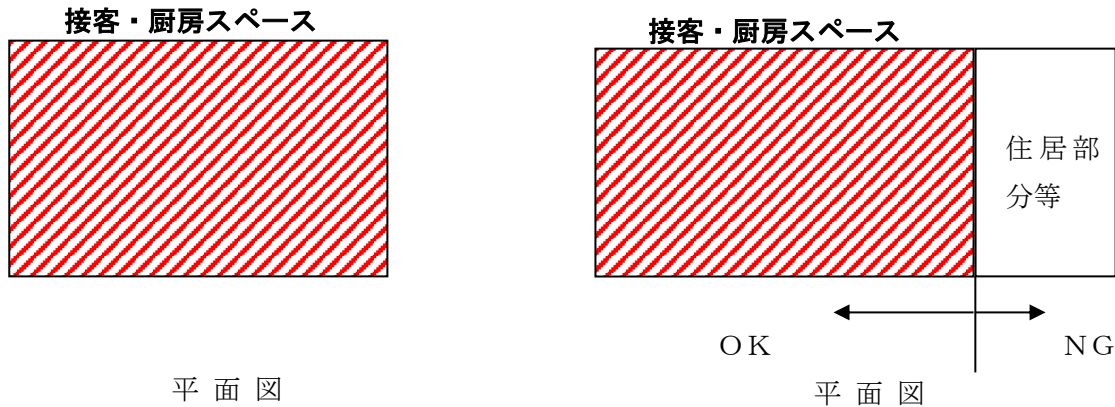
◆補助対象外の備品

- ① 事務用品（コピー機、パソコン、FAX、ソフトウェア等）
- ② 家庭用電気機械器具（家電※エアコンを除く）、医療機器
- ③ 購入価格が特段、高価と認められるもの
- ④ 店舗等で必要であると認められないもの

(3) 補助対象範囲

①建物内部（内装工事、設備工事等）

- ・接客および厨房スペースが補助対象となります。
- ・住居や事務所、休憩室、車庫、物置、工場等は補助対象外です。
また、住宅等と接する間仕切壁などは対象外となります。



赤の斜線部分については、補助対象となる。

②建物外部（外観工事）

- ・入口部分の外壁等が対象となります。駐車場、倉庫等は対象外です。
- ・景観基準の対象地域における外観工事は、外観修景基準を満たすことが条件となるため都市計画課に事前協議が必要です。（都市計画課：43-1591）

(4) 財産処分等の制限

補助対象工事が完了後、3年以内に次の行為を行う場合は市長の承認が必要です。
必ず商工観光課に相談してください。

- ・建築物の売却、譲渡、交換、貸与、解体等

(5) 補助金の交付決定の取り消し等

次の行為に該当する場合、補助金の取り消し及び返還を命ずる場合があります。
必ず商工観光課に相談してください。

- ・正当な理由がなく、補助対象工事を遅延し、または中止したとき
- ・偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき
- ・事業実績報告書の提出がないとき
- ・3年以内に補助対象事業を中止するとき

4. 交付申請

申請受付期間に、必要書類を揃えて山鹿商工会議所又は山鹿市商工会に提出してください。（土日祝日を除き、午前9時から午後4時まで）

★受付

申請受付開始：令和3年7月1日（木）午前9時から

申請受付終了：令和3年8月12日（木）午後4時まで

交付決定通知：9月上旬を予定（交付決定日前の着工は補助対象外）

※申請状況により、二次受付を行う場合があります。

交付申請に必要な書類一覧表

番号	名称	確認
—	店舗改装等魅了向上支援事業補助金交付申請書（様式第1号）	
1	事業計画書	
2	収支予算書	
3	補助対象経費に係る見積書の写し	
4	市税滞納有無調査承諾書又は市町村税納税証明書	
5	補助対象事業の実施箇所を示す建築物の位置図	
6	補助対象事業を行う施工箇所又は設置箇所の写真	
7	山鹿市暴力団排除条例にかかる誓約書	
8	工事の場合、工事行程表及び工事内容がわかる立面図、平面図等	
9	店舗の所有権その他権限を証明する書類	
10	店舗所有者の同意書（申請者が店舗所有者でない場合）	
11	備品の場合、購入内容がわかるカタログ等の写し	

※店舗の所有権その他権限を証明する書類は下記を参考に提出してください。

①所有者：固定資産税納税通知書の写しや固定資産税名寄帳の写しなど

②賃借者：賃貸借契約書の写しと店舗所有者の同意書

※外観工事や看板設置の場合、景観基準に該当する地域であるか、事前に都市計画課と打合せを行ってください。

※見積書の作成について

- ①原則として一式表示は不可とします。(例) 工事1式 ○○万円
- ②設備機器や業務用備品については型番も記載してください。
- ③見積書は施工業者の押印があるものに限ります。

※工事又は設置箇所の写真は、工事前後の比較ができるように同一方向から同じサイズで撮影してください。

※提出物に関しましては、添付書類記載例をご参照ください。

5. 審査

審査は原則として申請書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料を求める場合があります。

審査は以下の審査基準に基づいて評価を行います。ただし、審査基準(1)を満たしていない場合は、採択いたしません。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や来店者にかかるスペースを改装する事業を優先とします。

審査基準

(1) 適合性

- ・応募資格を満たしているか。
- ・申請内容が本事業の目的と合致しているか
- ・対象経費が事業内容に応じた適切なものとなっているか。

(2) 有効性

- ・本事業において取り組む内容が、来店者の魅力向上に有効であるか。
- ・課題や実施事業、事業効果について整合性があるか。

(3) 計画性

- ・取組内容やスケジュール等が明確に示されており現実的か。
- ・事業を実施するための資金計画が明確に示されているか。
- ・必要な経費が過不足なく考慮され、適正な積算か。

(4) その他

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対策であるか。
- ・店舗改装が実施されているか。
- ・実施する改装は来客者のスペースか。
- ・山鹿市内の施工業者が行う工事であるか。

6. 交付決定

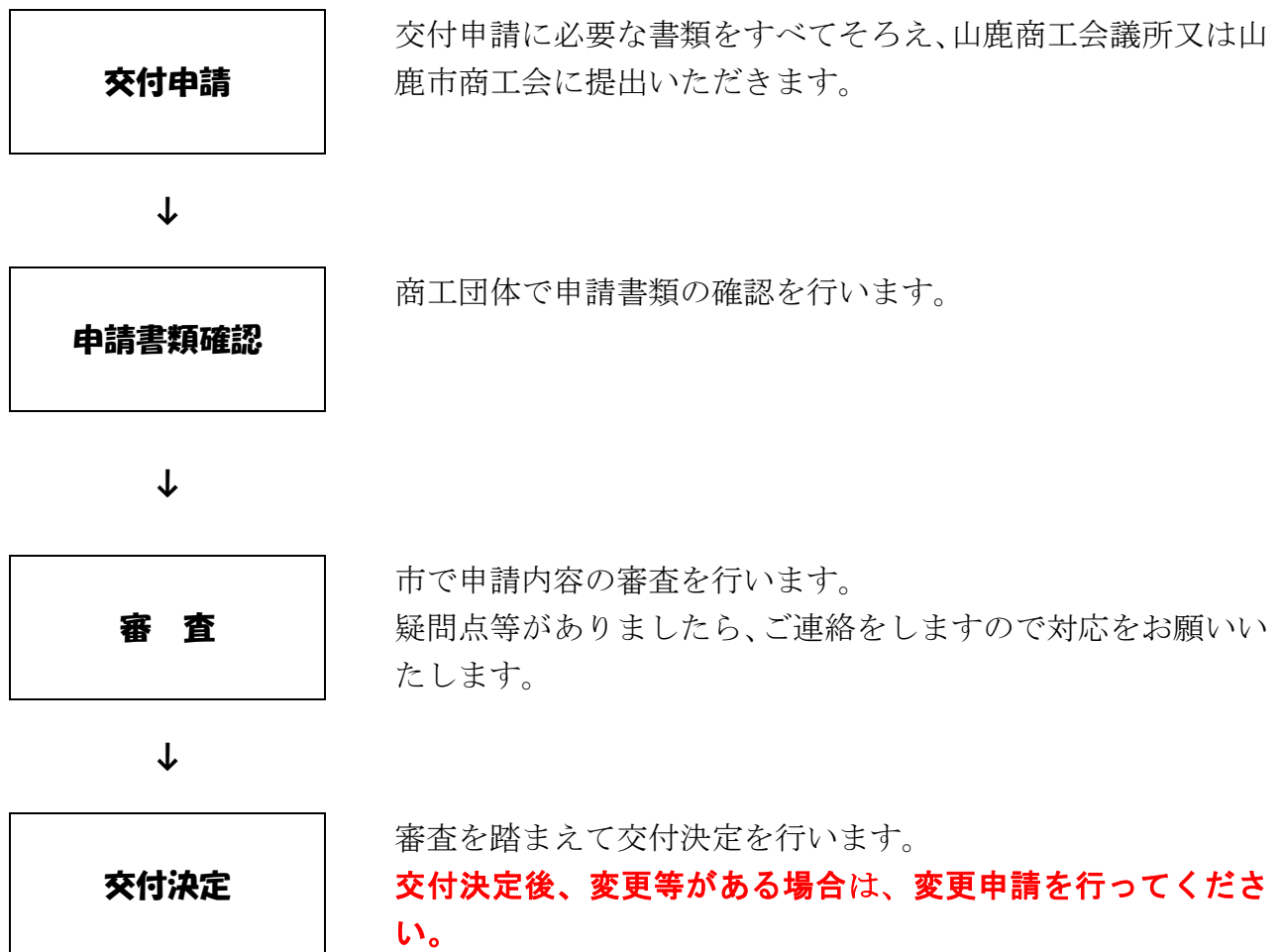
受付締切後、市で審査を行い交付・不交付を決定したのち、補助金交付（不交付）決定通知書により結果を通知します。

交付決定までおおよそ2週間～4週間の期間が必要となります。

※交付決定を受けるまでは、契約や工事着手をしてはいけません。

交付決定日前の着工は補助対象外となりますのでご注意ください。

交付決定までの流れ



7. 実績報告

工事完了後30日以内又は令和4年3月末日のいずれか早い日までに下表の書類をそろえて、山鹿商工会議所又は山鹿市商工会に提出してください。

※必要に応じて下表以外にも提出書類を求めることがあります。

※工事及び支払いは2月末までに完了する必要があります。

実績報告に必要な書類一覧表

番号	名称	確認
—	店舗改装等魅了向上支援事業実績報告書（様式第4号）	
1	事業実績書	
2	決算書	
3	補助対象経費の支払を証明する書類 （数量・金額等の明細がわかる書類）	
4	工事完了及び備品設置状況等のわかる写真	
5	工事の場合、工事請負契約書の写し	

※必要に応じて現地確認を行います。

※工事又は設置箇所の写真は、工事前後の比較ができるように同一方向から同じサイズで撮影し、上下に並べて提出してください。

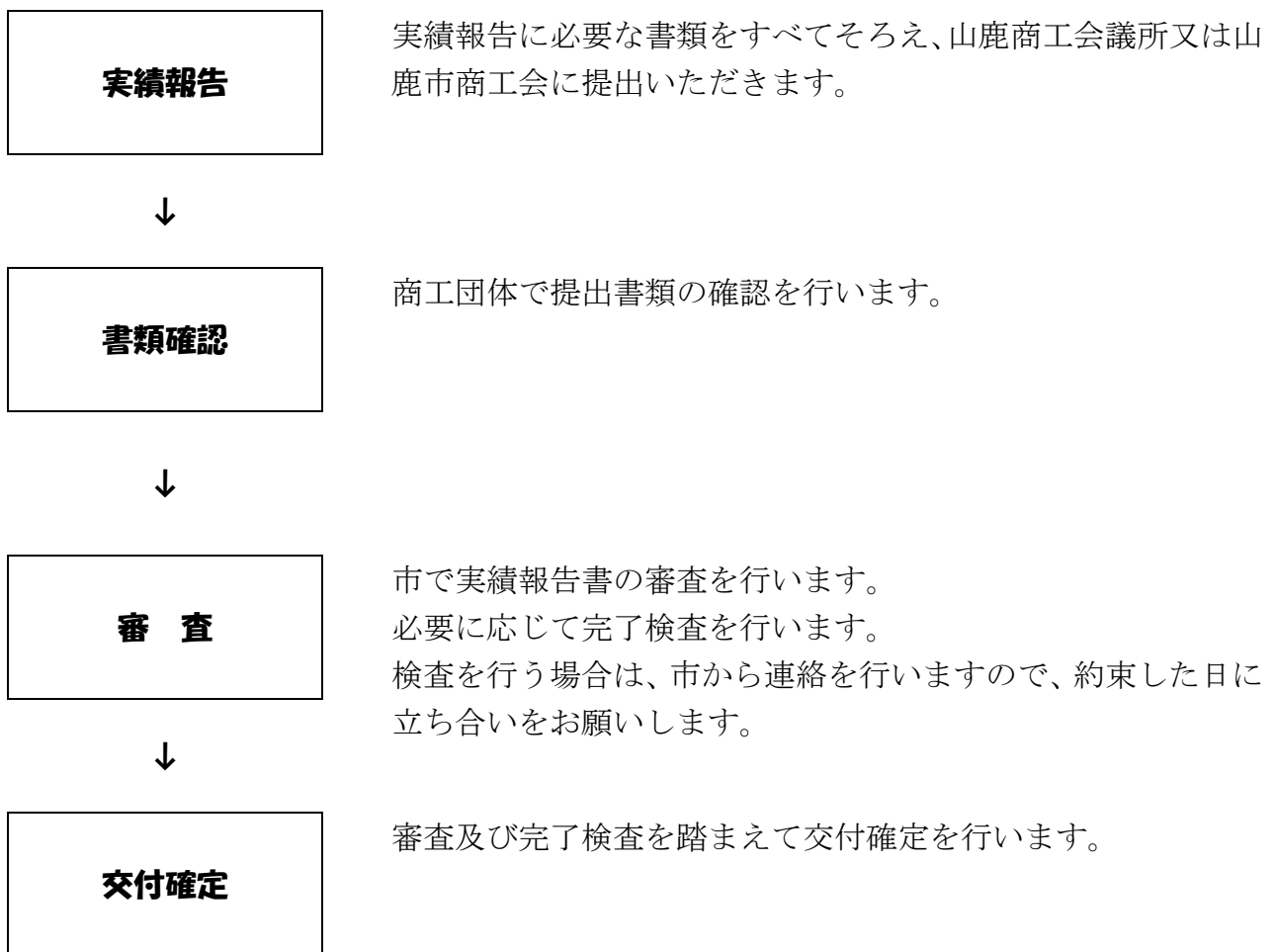
工事中及び備品等の全景、備品等設置中の写真も添付してください。

8. 交付確定

実績報告書の内容を市で審査し、問題がなければ交付確定通知書により結果を通知します。

審査にあたっては、必要に応じ完了検査を行う場合があります。
交付確定までおおよそ2週間程度の期間が必要となります。

交付確定までの流れ

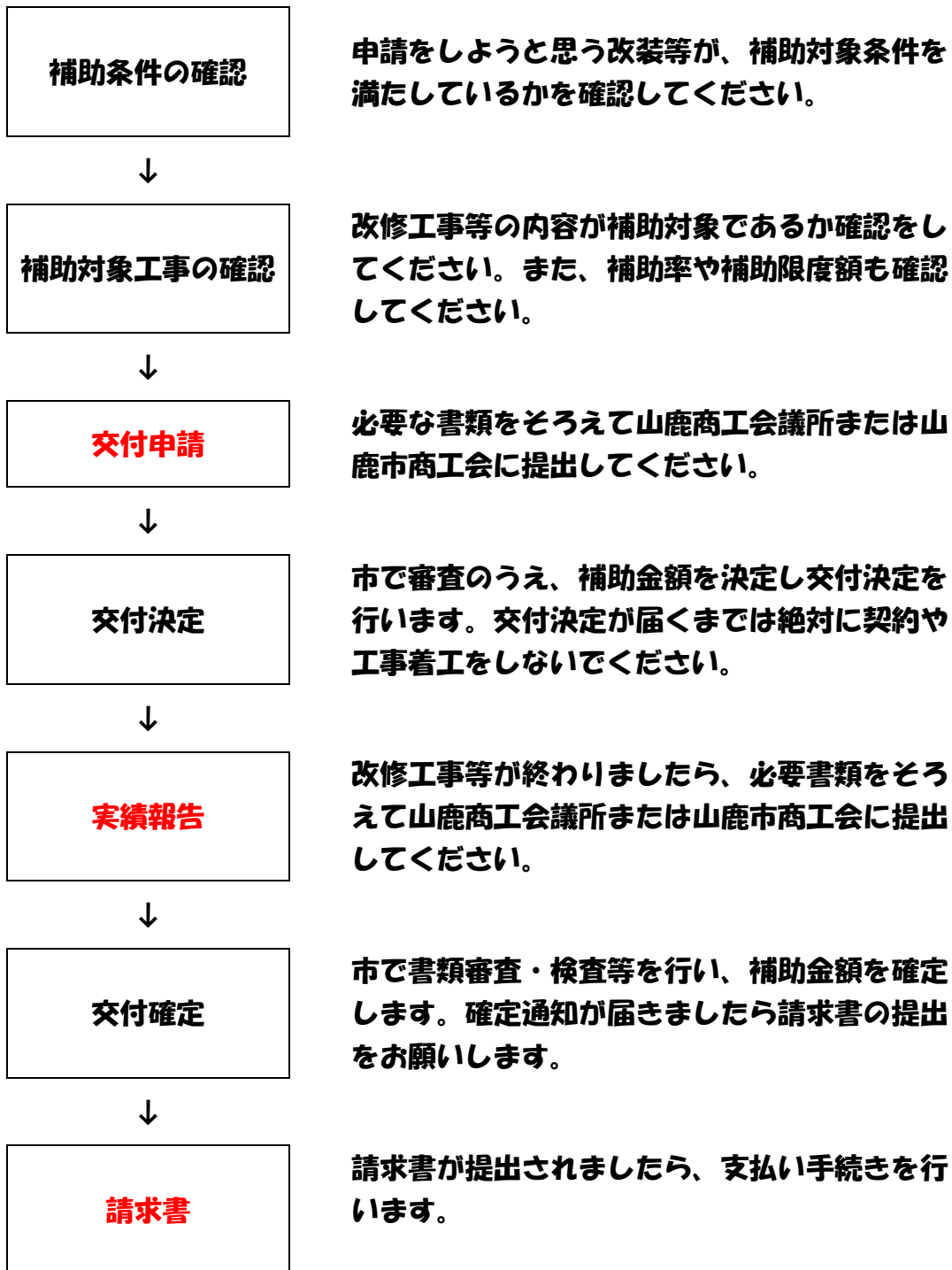


9. 請求書

補助金額確定通知書（様式第5号）による通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第6号）を提出してください。

提出いただいた後、概ね1～2週間ほどで請求書記載の口座に補助金を振り込みます。
申請者への口座振込となります。

10. 事業の流れ



問い合わせ先：山鹿商工会議所 0968-43-4111

山鹿市商工会 0968-46-2141

商工観光課 0968-43-1579